

(案)

令和4年度答申第1号

令和5年 1月 日

東京都北区長

花川 與 惣 太 殿

東京都北区環境審議会会長

小 川 芳 樹 

北区環境基本計画の改定について（答申）

令和2年11月2日付2北環環第2515号で諮問のあったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

答申にあたって

令和2年11月2日付2北環環第2515号にて諮問された「北区環境基本計画の改定について」につきまして、7回の東京都北区環境審議会の開催並びに具体的な議論を進めるための2部会（地球温暖化対策専門部会・環境共生まちづくり専門部会）の設置及び各々4回開催の上、検討を進めてまいりました。

審議会の運営にあたり、現在改定を行っている「北区基本構想」や「北区基本計画2020」との整合を図りつつ、気候サミットの開催や政府による「2050年カーボンニュートラル宣言」、東京都による「東京都環境基本計画」の改定、北区における「北区ゼロカーボンシティ宣言」等、地球温暖化対策や気候変動適応など区の施策から国内外の動向を踏まえ、慎重に審議してまいりました。

このたび、別添のとおり取りまとめましたので、答申いたします。

目標とする環境像「一人ひとりが環境を考え、ともに行動するまち～持続可能な環境共創都市の実現～」に向け、本計画に基づく施策を区民・事業者の皆様とともに力強く推し進めていただきますようお願いいたします。

令和5年1月25日

東京都北区環境審議会会長

小川 芳樹

北区環境基本計画 2023

(答申)

環境審議会資料
令和5年1月25日
生活環境部環境課

北区役所ゼロカーボン実行計画の策定について

1 要 旨

地球温暖化対策推進法に基づき、北区役所の事務事業における温室効果ガス排出量を削減することを目的に、北区役所ゼロカーボン実行計画を策定する。本計画は、令和4年度が計画期間の最終年度となる第五次北区役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を引き継ぐものとなる。

2 計画の概要

(1) 計画期間

令和5年度～令和9年度までの5年間

(2) 温室効果ガス排出量の削減目標

- ・温室効果ガス目標排出量 15,771 t-CO₂
- ・基準年度（平成25年度）比 42%削減

(3) 温室効果ガス削減に向けた取組み

- ・取組み1 再生可能エネルギーの導入推進
区有施設における調達電力の再生可能エネルギーへの切替
- ・取組み2 環境に配慮した区有施設及び庁有車の整備推進
区有施設におけるZEB化の検討、LED照明の導入推進、庁有車の電動車導入推進 など
- ・取組み3 職員の環境行動の推進
省エネ活動の推進、省資源活動の推進、グリーン購入活動及び環境配慮契約導入の推進、各部署での環境配慮に関する取組の推進 など

3 策定までの経過

令和4年	5月	庁内検討会の設置 第1回庁内検討会
	7月	第2回庁内検討会
	8月	第3回庁内検討会 環境管理推進幹事会（中間報告）
	9月	環境管理推進本部（中間報告）

- 1 1月 第4回庁内検討会（書面開催）
- 1 2月 庁内全庁照会
- 令和5年 1月 環境管理推進幹事会（最終案報告）
- 2月 環境管理推進本部
- 北区役所ゼロカーボン実行計画策定

4 今後の予定

EMS 推進員説明会及び各職送別研修における職員周知
北区公式ホームページにて公開

北区役所ゼロカーボン実行計画

第6次北区役所地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

(案)

令和5(2023)～令和9(2027)年度

令和5(2023)年2月

北区ゼロカーボンシティ宣言

～2050年二酸化炭素排出量実質ゼロに向けて～

今私たちは、かつてないスピードで進む地球温暖化の影響により、「気候危機」と呼ぶべき極めて深刻な自然の猛威に直面しています。

北区は、四つの河川や南北に走る崖線といった地理的特徴を有し、水と緑のうるおいあふれるまちです。元気環境共生都市宣言を平成17年に行い、誰もが豊かで健康に暮らし続けることのできるまちを目指して、区民とともに環境問題に積極的に取り組んでいます。

しかし、これからはより一層、誰もが気候危機の現状を我が事として受け止め、それぞれが「今、自分たちにできること」を意識し、温暖化の進行にブレーキをかける行動を起こしていく必要があります。

そこで北区は、強い危機感・決意のもと、「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）」を目指し、ここに脱炭素社会への移行に全力で取り組むことを宣言します。

2050年は遠い未来ではありません。今を生きる私たちのみならず、これからを生きる、これから生まれてくる子どもたちのために、区民や地域、事業者の皆さまと一体となり、「活力あふれる持続可能なまち北区」を明日へとつないでまいります。

令和3年6月24日

東京都北区

目 次

第1章	計画の基本的事項.....	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の目的	3
4	計画の期間	3
5	計画の基準年度及び目標年度.....	3
6	計画の対象範囲	3
	(1) 対象とする事務事業の範囲.....	3
	(2) 対象とする温室効果ガス.....	4
	(3) 温室効果ガスの排出に係る活動の算定範囲	4
第2章	第5次実行計画の達成状況	5
1	温室効果ガス排出量の削減目標と達成状況.....	5
2	個別の環境活動目標と達成状況.....	7
3	電気使用量及びガス使用量の推移.....	9
第3章	温室効果ガス排出量の削減目標.....	10
1	計画の目標	10
2	個別の環境活動目標	11
第4章	温室効果ガス削減に向けた取組み	12
1	本計画における取組みの体系.....	12
2	具体的な取組み	13
	(1) 取組み1 再生可能エネルギー電力の導入推進	13

(2) 取組み2 環境に配慮した区有施設及び庁有車の整備推進.....	14
(3) 取組み3 職員の環境行動の推進.....	16
第5章 計画の進捗管理.....	17
1 推進体制.....	17
2 点検・評価・見直し.....	18
3 公表.....	19
資料編.....	20
1 温室効果ガス総排出量の算定方法.....	21
2 環境行動チェックシート.....	22
3 (仮称) 北区役所ゼロカーボン実行計画策定検討会設置要綱.....	30
4 用語解説.....	32

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

北区役所では、これまでも区における最大規模の事業者として自ら率先して環境配慮に取り組むため、平成 14（2002）年 12 月に国際規格である ISO14001 に基づく環境マネジメントシステムの運用を開始しました。その後、平成 21（2009）年度より、区役所のみならず区内事業所にも環境マネジメントシステムを普及拡大させ、地球温暖化防止のため全区をあげて取り組んでいくものとして、環境省が推奨する「エコアクション 21」に移行し、環境配慮の取り組みを推進し、事務事業の効率化を図っているところです。

平成 14 年度以降は、地球温暖化対策の北区役所地球温暖化対策実行計画（第 1 次実行計画（平成 14～16 年度）、第 2 次実行計画（平成 17～19 年度）、第 3 次実行計画（平成 20～24 年度）、第 4 次実行計画（平成 25～29 年度）、第 5 次実行計画（平成 30～34（令和 4）年度））を策定し、庁内の取り組みを推進してきました。

さらに、北区は、令和 3 年第 2 回東京都北区議会定例会において「北区ゼロカーボンシティ宣言について」の議案を提出し、令和 3 年 6 月 24 日、全会一致で可決されました。

この宣言をもって、2050 年までに区内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、区民・事業者等と一体となって、脱炭素社会への移行に取り組むことを表明しました。

また、「北区環境基本計画 2023」においては、目標の 1 つとして、「気候変動に適応し、脱炭素を実現するまち」を掲げ、当該目標の達成に向け省エネルギーの推進をはじめとした北区の区域全体の地球温暖化対策を展開していきます。

■ 北区環境基本計画 2023 の施策体系抜粋

基本目標 1	基本施策	区 の 取 組 み
気候変動に適応し、 脱炭素を実現するまち	(1) 脱炭素社会に向けた緩和策の推進 (<u>北区地球温暖化対策地域推進計画</u>)	① 省エネルギーの推進 ② 再生可能エネルギーの利用促進 ③ 脱炭素型まちづくりの推進
	(2) 気候変動適応策の推進 (<u>北区気候変動適応計画</u>)	① 自然災害対策の推進 ② 健康被害対策の推進 ③ 区民生活への影響対策の推進

ゼロカーボンシティの実現に向け、北区役所が自ら行う事務事業に対する環境保全行動に職員一人ひとりが率先して取り組み、温室効果ガス排出量の削減を推進するため、このたび、第 6 次北区役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に相当する、「北区役所ゼロカーボン実行計画」（以下「本計画」という。）を新たに策定しました。

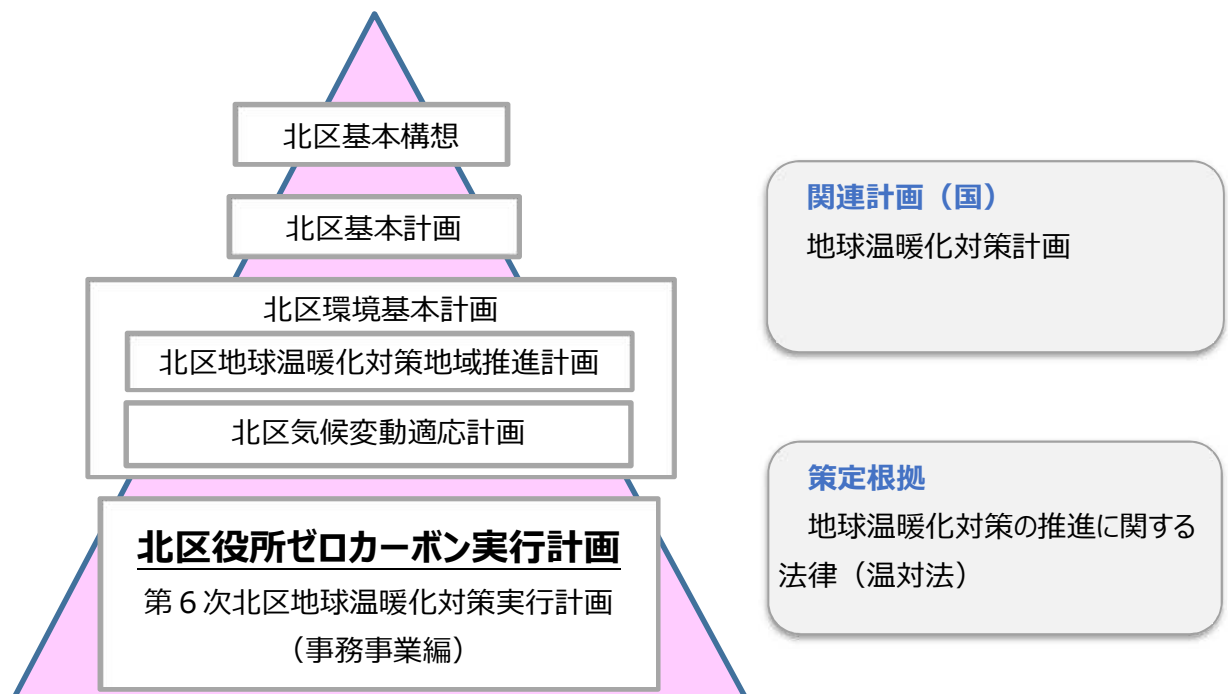
2 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第 21 条第 1 項に基づき、国の地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定。以下「地球温暖化対策計画」という。）に即し、北区役所の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減等について定める「地方公共団体実行計画」であり、第 5 次実行計画（平成 30～34（令和 4）年度）を引き継ぐもので、第 6 次北区役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に相当する計画です。

本計画は、北区基本構想実現のための区政の基本方針であり区の長期総合計画である「北区基本計画」、環境行政の方向性を示す「北区環境基本計画」を上位計画としており、「北区地球温暖化対策地域推進計画」とも整合を図るものです。

なお、「北区地球温暖化対策地域推進計画」は、区域全体の温室効果ガス排出抑制等のための計画であり、気候変動適応法第 12 条に基づく「北区気候変動適応計画」とともに、「北区環境基本計画 2023」に包含されています。

■ 計画の位置付け



3 計画の目的

本計画は、区域における事業所として、北区役所の事務及び事業における温室効果ガス排出量を削減することを目的とします。また、区内最大の事業者である北区役所が省エネルギー、省資源、環境配慮行動を自ら実践し、率先的な取組みを行うことで、区民や事業者の模範となることを目指します。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

5 計画の基準年度及び目標年度

本計画の基準年度は、地球温暖化対策計画に準じ、平成25（2013）年度とします。

目標年度は、計画期間の最終年度である令和9（2027）年度とし、令和32（2050）年のゼロカーボンシティ実現に向けた中期目標年度は、国の目標とあわせて令和12（2030）年度に設定します。

基準年度：平成25（2013）年度
目標年度：令和9（2027）年度
中期目標年度：令和12（2030）年度
最終目標年度：令和32（2050）年度

6 計画の対象範囲

（1）対象とする事務事業の範囲

原則として、北区が実施する全ての事務事業、全ての施設（指定管理者が管理運営する施設も含む。）を対象とします。

(2) 対象とする温室効果ガス

温対法第2条第3項に掲載されている7種類のガスのうち、区の事務事業から排出される4種類（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、及びハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの）を対象とします。

なお、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素については、区の事業活動からは排出されません。

■ 対象とする温室効果ガス

	温室効果ガス
対象	二酸化炭素(CO ₂)
	メタン(CH ₄)
	一酸化二窒素(N ₂ O)
	ハイドロフルオロカーボン(HFC)のうち政令で定めるもの
対象外	パーフルオロカーボン(PFC)のうち政令で定めるもの
	六ふっ化硫黄(SF ₆)
	三ふっ化窒素(NF ₃)

(3) 温室効果ガスの排出に係る活動の算定範囲

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条に定められている活動のうち、北区役所に該当する5項目と、東京都環境確保条例施行規則第5条の17第4項で算定対象となっている2項目を算定対象とします。

なお、温室効果ガス総排出量の算定方法については、資料編に掲載しています。

■ 温室効果ガスの排出に係る活動の算定範囲

出典	排出に係る活動の区分	活動量
地球温暖化対策の推進に関する 法律施行令第3条	燃料の燃焼	ガスの使用量 重油の使用量
	他人から供給された電気の使用	電気の使用量
	自動車の走行	自動車燃料の使用量 総走行距離
	自動車用エアコンの使用	使用台数
	自動車用エアコンの廃棄	廃棄台数、封入量
東京都環境確保条例施行規則 第5条の17第4項	水道の使用	水道水の使用量
	公共下水道への排水	排水量

第2章 第5次実行計画の達成状況

1 温室効果ガス排出量の削減目標と達成状況

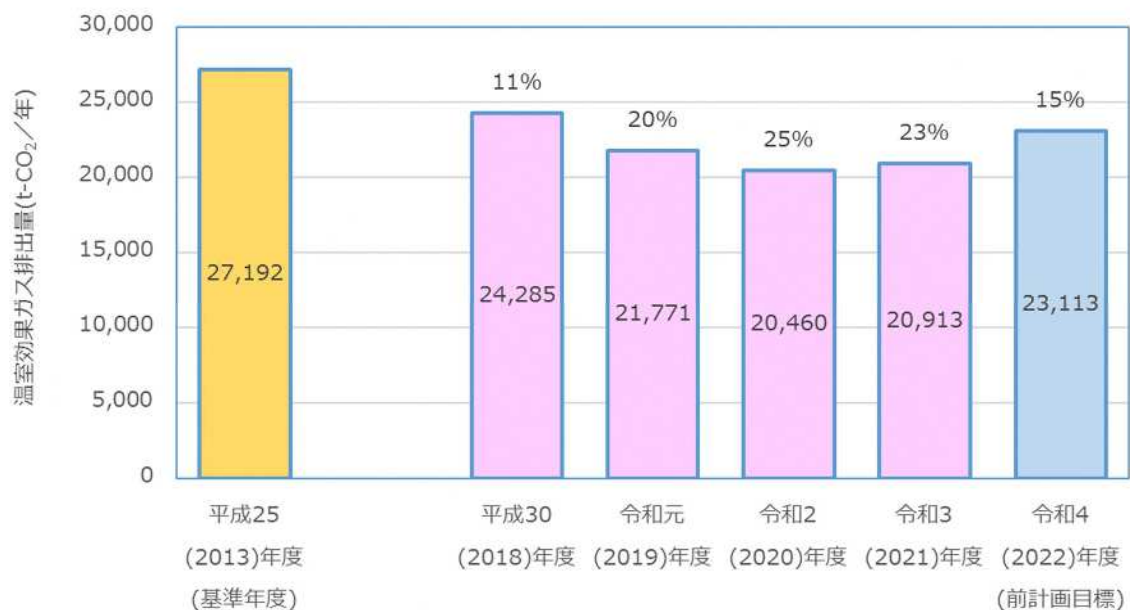
前計画の第5次北区役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）では、平成25（2013）年度を基準年度とし、以下のとおり目標を設定していました。

令和4（2022）年度までに、15%削減（23,113 t-CO₂）
令和12（2030）年度までに、40%削減（16,315 t-CO₂）

この目標に対して、令和3（2021）年度実績は、発電時に二酸化炭素の排出が少ない電気への切替えを進めたほか、各部署において日常的な環境活動に積極的に取り組んだ結果、20,913 t-CO₂で23%削減となり、令和4（2022）年度の目標を達成しています。

令和2（2020）年度は、電気事業者の排出係数が改善したほか、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言中に、施設の休館や小中学校の臨時休校があったため、特異的に温室効果ガスの排出量が少ない状況ですが、経年的に見て、順調に削減しています。

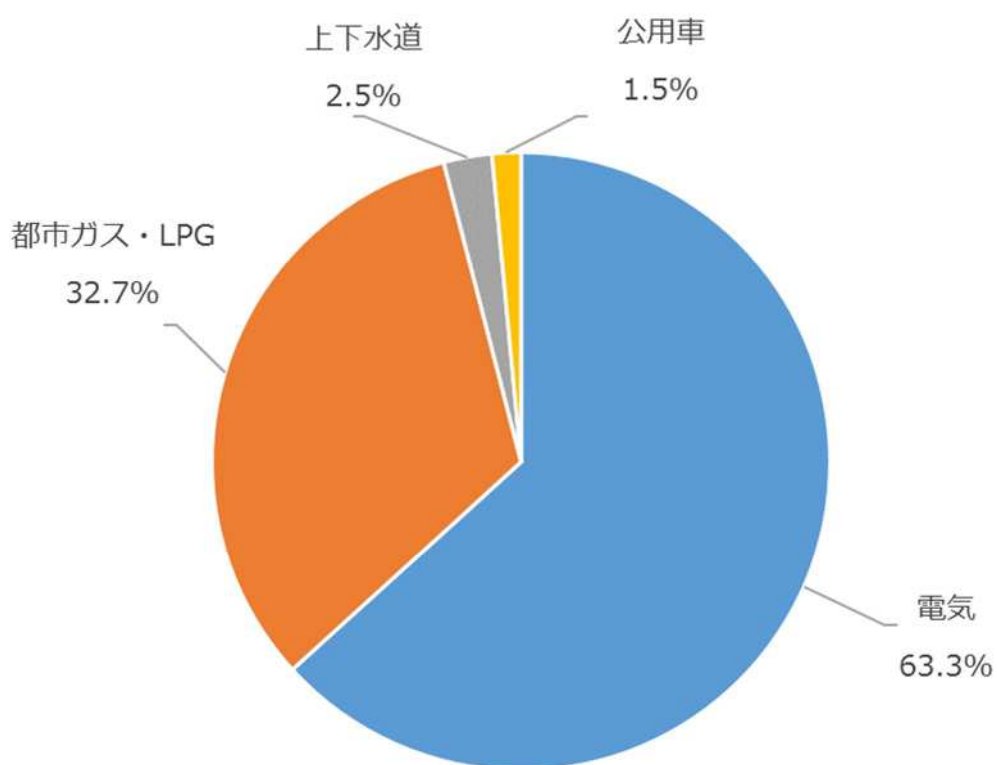
■ 温室効果ガスの排出量(t-CO₂/年)と前計画削減目標



また、北区の事務事業により排出される温室効果ガス総排出量のうち、「電気」の使用による排出が全体の約 6 割、「都市ガス・LPG」の使用を含めると、全体の 9 割以上を占めています。

電気・ガスの使用量の抑制を始め、温室効果ガス排出係数が低い電力会社を採用するなど、引き続きエネルギー管理に取り組んでまいります。

■ 温室効果ガス排出量の構成（令和 3（2021）年度）



2 個別の環境活動目標と達成状況

温室効果ガス排出量のほか、個別の環境活動目標については、平成 25（2013）年度を基準年度とし、以下のとおり設定していました。

■ 第 5 次実行計画の環境活動目標

取組項目	単位	基準年度 【平成 25（2013）年度】	目標 【令和 4（2022）年度】		
			数値目標	基準年度比	
電気使用量	kWh	39,617,795	38,429,261	△3%	
ガス使用量	m ³	3,125,459	2,937,931	△6%	
エネルギー使用量 （電気・ガス）	電気及びガス使用量 （エネルギー換算）	GJ	533,432	512,095	△4%
	消費原単位 （延床面積あたり）	MJ/m ²	318		
公用車	燃料使用量合計	GJ	6,585	5,597	△15%
	公用車 1 台あたりの 燃料使用量	GJ/台	38.3		
水道使用量	m ³	975,245	780,196	△20%	
公共下水道への排水量	m ³	999,716	799,773	△20%	
用紙類の購入量	枚	36,074,044	30,662,937	△15%	
廃棄物排出量	可燃ごみ	kg	1,107,395	1,052,025	△5%
	不燃ごみ	kg	199,864		
延床面積 （敷地面積を含む）	m ²	1,678,722			

この目標に対して、直近の令和 3（2021）年度実績は、「ガス使用量」、「エネルギー使用量のうち、電気及びガス使用量」、「水道使用量」、「公共下水道への排水量」、「用紙類の購入量」及び「廃棄物排出量のうち、不燃ごみ」の項目以外、目標を達成しています。

全体的に継続して二酸化炭素の排出削減を進めているところですが、「用紙類の購入量」において、直近2か年については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、各施設で紙面でのお知らせが増えたことなどにより、購入量が増加しています。また、「廃棄物排出量」については、令和3年度から排出量の集計方法を変更したことにより、これまでの実績値より増加しています。

■ 第5次実行計画の環境活動実績値

取組項目	単位	実績値				目標値	評価	
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度 (基準年度比)	令和4 (2022)年度 (基準年度比)		
電気使用量	kWh	38,798,134	38,705,969	37,160,339	38,012,639 (△4%)	38,429,261 (△3%)	◎	
ガス使用量	m ³	3,105,770	2,964,911	3,117,781	3,161,475 (1%)	2,937,931 (△6%)	△	
エネルギー 使用量 (電気・ガス)	電気及びガス使用量 (エネルギー換算)	GJ	526,879	519,627	510,905	521,155 (△2%)	512,095 (△4%)	△
	消費原単位 (延床面積あたり)	MJ/m ²	305	299	294	300 (△6%)	305 (△4%)	◎
公用車	燃料使用量合計	GJ	5,112	4,992	4,525	4,571 (△31%)	5,597 (△15%)	◎
	公用車 1 台あたり 燃料使用量	GJ/台	32.4	31.2	28.1	28.9 (△25%)	32.5 (△15%)	◎
水道使用量	m ³	927,291	888,572	764,580	805,362 (△18%)	780,196 (△20%)	△	
公共下水道への排水量	m ³	932,493	897,454	776,944	816,306 (△18%)	799,773 (△20%)	△	
用紙類の購入量	枚	43,155,615	44,984,529	47,391,351	46,138,442 (28%)	30,662,937 (△15%)	△	
廃棄物 排出量	可燃ごみ	kg	891,839	900,164	835,969	937,170 (△15%)	1,052,025 (△5%)	◎
	不燃ごみ	kg	207,992	189,940	170,570	194,883 (△3%)	189,871 (△5%)	△
延床面積（敷地面積を含む）	m ²	1,726,736	1,735,491	1,735,491	1,738,642	-	-	
公用車	台	158	160	161	158	-	-	

※評価 … 「◎：達成」「△：未達成」の項目である。

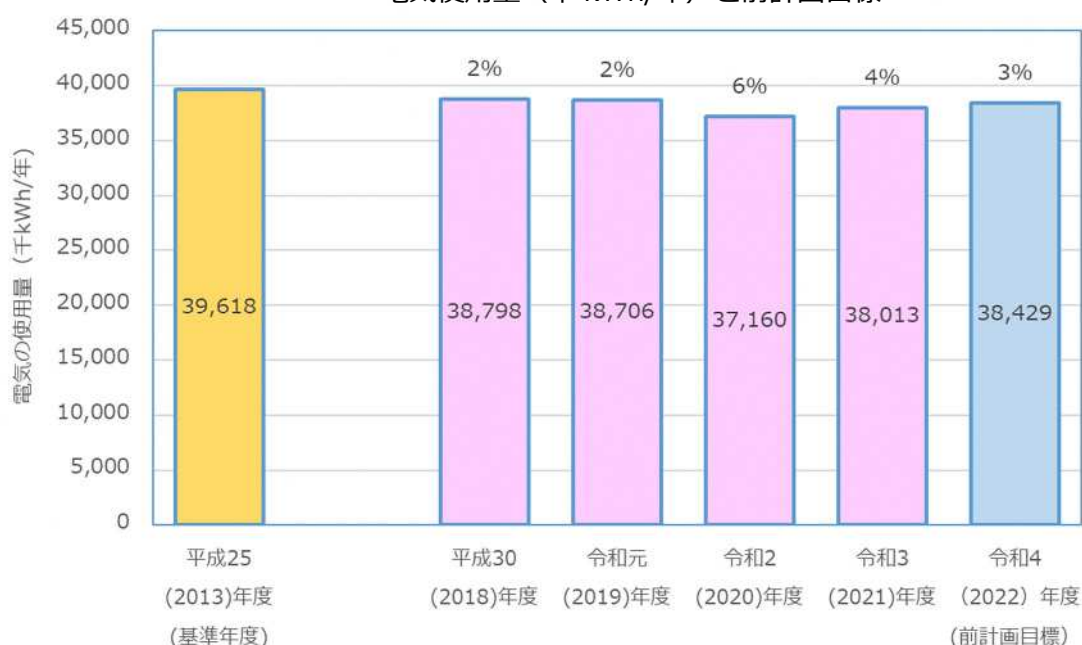
3 電気使用量及びガス使用量の推移

電気及び都市ガスの使用による排出は、温室効果ガス排出量の9割以上を占めており、区の事務事業において、大きな排出源となっています。

電気使用量は基準年度と比較して4.2%減少し目標であった「3%削減」を達成した一方で、ガス使用量は基準年度と比較して1.1%増加しており、目標であった「6%削減」を達成することができませんでした。

増加の要因として、新型コロナウイルス感染症対策により換気を行いながら空調設備を使用したことなどが考えられますが、引き続き目標値の達成に向けて、更なる取組みに努めます。

■ 電気使用量（千 kWh/年）と前計画目標



■ ガス使用量（千 m³/年）と前計画目標



第3章 温室効果ガス排出量の削減目標

1 計画の目標

本計画では、温室効果ガス総排出量について、最終年度（令和 9（2027）年度）を目標年度とし、基準年度比（平成 25（2013）年度）で、42%削減を目標とします。

最終目標年度（令和 32（2050）年度）のゼロカーボンシティ実現に向けた中期目標年度（令和 12（2030）年度）においては、51%削減を目標とします。

【温室効果ガス排出量の削減目標】

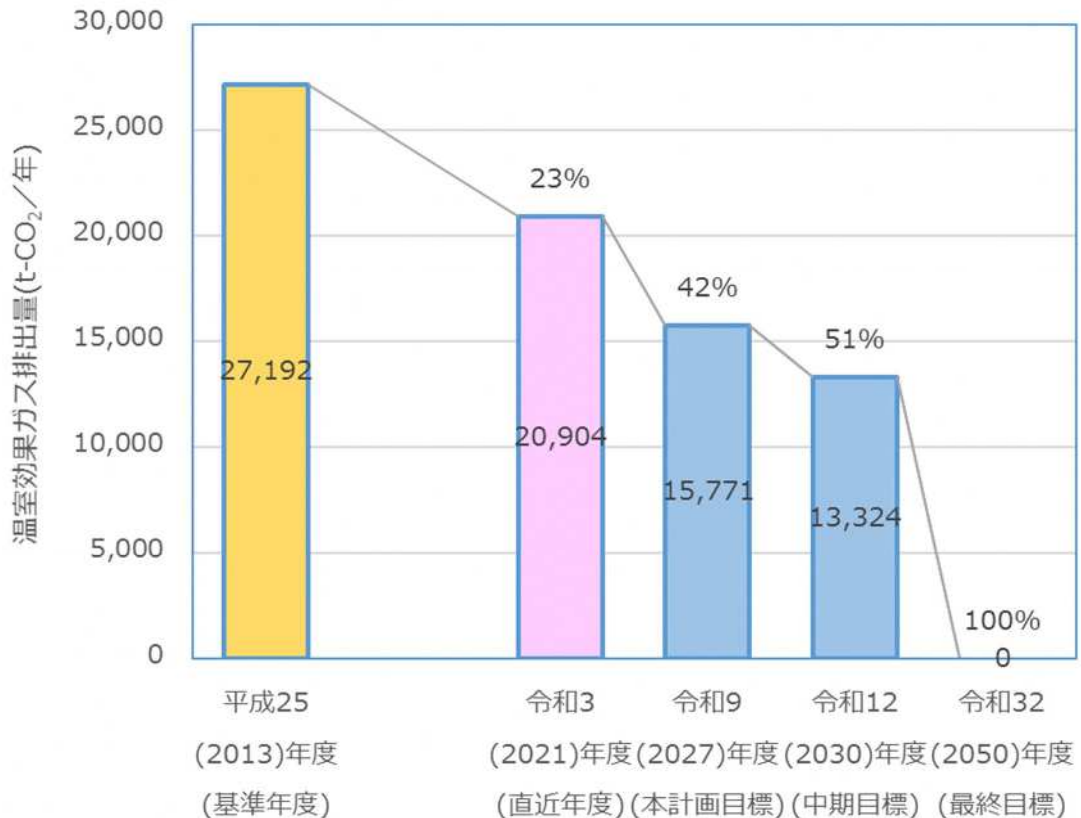
◆本計画目標

令和 9（2027）年度までに平成 25（2013）年度比で **42%削減**

◆中期目標

令和 12（2030）年度までに平成 25（2013）年度比で **51%削減**

■ 温室効果ガスの排出量(t-CO₂/年)と削減目標



削減目標（令和 12（2030）年度）については、地球温暖化対策計画にて、地方公共団体の事務事業に伴う排出の多くが該当する「業務その他部門」で、令和 12 年（2030）年までに平成 25（2013）年度比で 51%削減になっていることに準じ、設定しました。

■地球温暖化対策計画におけるエネルギー起源 CO₂の各部門の削減目標

部門別	削減率
産業	38%
業務その他	51%
家庭	66%
運輸	35%
エネルギー転換	47%

2 個別の環境活動目標

温室効果ガス排出量の削減目標達成のために、エネルギー種別の使用量の削減目標等を以下のとおり設定します。また、間接的に温室効果ガス排出量の削減に寄与すること、職員の環境配慮行動の促進のため、廃棄物の排出量や用紙類の購入量についても引き続き目標を設定します。

■活動項目別の目標

取組項目	単位	基準年度 【平成 25(2013) 年度】	目標年度 【令和 9（2027）年度】		
			数値目標	基準年度比	
電気使用量	kWh	39,617,795	37,636,905	△5%	
ガス使用量	m ³	3,125,459	3,031,695	△3%	
エネルギー使用量	電気及びガス使用量 (エネルギー換算)	GJ	533,432	512,095	△4%
	消費原単位 (延床面積あたり)	MJ/m ²	318	305	
公用車	燃料使用量合計	GJ	6,585	4,412	△33%
	公用車 1 台あたりの 燃料使用量	GJ/台	38.3	25.7	
水道使用量	使用量合計	m ³	975,245	780,196	△20%
	消費原単位 (延床面積あたり)	m ³ /m ²	0.58	0.46	
公共下水道への 排水量	排水量合計	m ³	999,716	799,773	△20%
	消費原単位 (延床面積あたり)	m ³ /m ²	0.60	0.48	
用紙類の購入量	枚	36,074,044	46,138,442	令和 3（2021）年度 実績値から増加しない	
廃棄物排出量	可燃ごみ	kg	1,107,395		937,170
	不燃ごみ*	Kg	199,864		194,883

※区では、令和 4 年度からプラスチックの資源化に係る取組みを始めたことから、次期計画において区の事務事業における廃プラスチックの排出量を環境活動目標に設定するため、本計画期間において当該排出量の計測を行う。

第4章 温室効果ガス削減に向けた取組み

1 本計画における取組みの体系

北区は、「北区環境基本計画 2023」の基本目標の1つである“気候変動に適応し、脱炭素を実現するまち”の実現に向け、区内の省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用促進等に区として取り組むことを掲げています。

北区役所においても、当該目標の達成に向け、自ら率先して地球温暖化対策の取組みを実行に移していく必要があります。環境配慮の取組みを体系化した北区版 EMS を活用するとともに、ハード及びソフトの両面から環境負荷の低減に向けた取組みを推進していきます。

【北区環境基本計画 2023 基本目標 1】

気候変動に適応し、脱炭素を実現するまち

取組み 1 再生可能エネルギー電力の導入推進

区有施設において調達する電力の再生可能エネルギー100%電力への切替えを目指します。

取組み 2 環境に配慮した区有施設及び庁有車の整備推進

区有施設における ZEB 化の検討、区有施設全体の LED 照明の導入の推進等を図るほか、庁有車の新規導入等の際には、原則電動車とするとともに、必要に応じて電気自動車用充電設備を導入します。

取組み 3 職員の環境行動の推進

空調の適切な温度・運転時間の設定、こまめな消灯などの省エネ、ごみや廃プラスチックの発生抑制による削減などの省資源活動の推進、グリーン購入に基づく環境に配慮した物品の購入など、職員の環境行動を推進します。

2 具体的な取組み

(1) 取組み 1 再生可能エネルギー電力の導入推進

令和 12 (2030) 年度までに、区有施設で調達する電力の 60%を再生可能エネルギー 100%電力 (以下「再エネ電力」という。) へ切替えを目指します。

なお、既に東京エコサービス株式会社[※]の低炭素電力に切り替えている施設については、維持又は再エネ電力への切替えを図ります。

※東京エコサービス株式会社は、東京二十三区清掃一部事務組合と東京ガス株式会社が出資し、設立された会社。

東京 23 区内の清掃工場の運転・管理を受託しており、同清掃工場でごみ焼却をする際に生まれた熱エネルギーから発電された余剰電気を区に販売している。

■ 区有施設における再エネ電力導入に対する取組目標及び CO₂ 排出量

	単 位	現 状 値	目 標 値	
		令和 3 (2021) 年度 実績	令和 9 (2027) 年度	令和 12 (2030) 年度
取組目標	%		37.5%	60%
CO ₂ 排出量	t-CO ₂	約 13,200	約 8,820	約 6,192

※CO₂ 排出量は、「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用) - R2 年度実績 -」により算定。

■ 電気使用量に対する CO₂ 排出量 (令和 3 年度実績)

	電気使用量 (千 kWh)	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)
庁舎 (第 1、2、3、分庁舎) [※]	約 2,000	約 865
小・中学校	約 12,000	約 1,520
その他施設合計	約 24,000	約 10,815
合計	約 38,000	約 13,200

※令和 4 年度は、庁舎の電力供給を再エネ 100%電力に切り替えたため、CO₂ 排出量がゼロになる予定。

(2) 取組み 2 環境に配慮した区有施設及び庁有車の整備推進

■ ZEB の推進

新築案件については、原則 ZEB Oriented 相当以上^{*}を目指すことに加え、増築又は改修案件については、建物の用途又は規模、工事の規模等を勘案の上、ZEB 化の可能性について検討します。

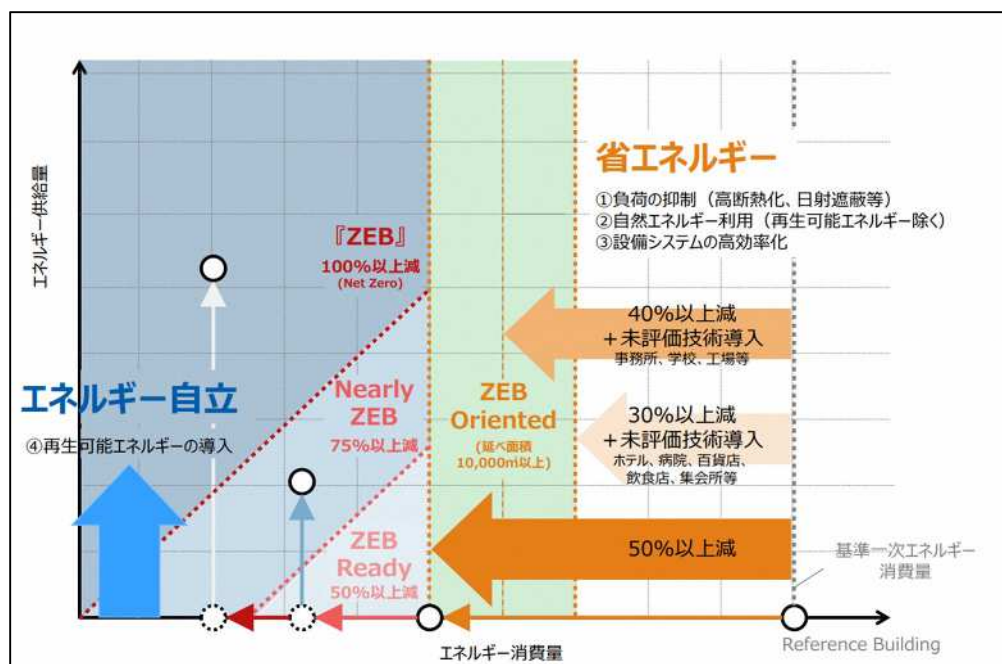
なお、ZEB 化が難しい案件については、可能な限り ZEB 実現に必要な技術を採用し、省エネ性能を高めます。

※本計画上、建物の延べ面積にかかわらず、建物で消費する年間の一次エネルギーを、その用途に応じて 30%又は 40%以上削減することをいう。

ZEB とは

Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称です。建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建物のことを指します。

■ ZEB の定義 (イメージ)



出典：経済産業省資源エネルギー庁「平成 30 年度 ZEB ロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」（2019 年 3 月）

■ 電動車導入の推進

区の庁有車を新規導入又は更新する際は、市場の動向や業務に適合する代替可能な電動車の有無等を勘案したうえで、原則電動車[※]とします。

ただし、市場に対象車両がない特殊な車両は除きます。

また、電動車への切替えに伴い、必要に応じて電気自動車用充電設備を導入します。

※電動車とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグイン・ハイブリッド車、ハイブリッド車をいう。

■ 電動車導入による温室効果ガス削減効果

	電動車の種別	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂ /年・台)	燃料削減量 (kL/年・台)
乗用車	電気自動車 (かつ再エネ電気で充電)	0.72 (0.95)	0.4 (0.4)
	燃料電池自動車	0.95	0.4
	プラグイン・ハイブリッド車	0.69	0.28
	ハイブリッド車	0.41	0.17
軽自動車	電気自動車 (かつ再エネ電気で充電)	0.69 (1.07)	0.45 (0.45)
	燃料電池自動車		
	プラグイン・ハイブリッド車		
	ハイブリッド車	0.41	0.16

※ガソリン車（乗用車は約 1,700km/年、軽自動車は約 4,000km/年（令和 3 年度実績））との比較による。

※軽自動車のうち、燃料電池自動車及びプラグイン・ハイブリッド車については、市場に対象車両がない。（令和 4 年度現在）

■ LED 化の推進

更新時に LED にするなど、区有施設全体の LED 照明の導入割合を 100%にすることを目指します。

■ 高効率設備導入の推進

エネルギーを多く使用する設備を更新する際は、高効率設備の導入を推進します。

■ 太陽光発電設備導入の推進

太陽光発電設備の設置に適している区有施設に対して、太陽光発電設備の設置を検討します。

(3) 取組み3 職員の環境行動の推進

環境配慮の取組みは、職員一人ひとりの日々の心がけが重要です。北区役所では、エコアクション 21 の認証・登録を受けて、エコオフィス活動を進めているところですが、引き続きこの仕組みを継続的に運用、又は必要に応じて改善することで、全ての施設について日常の業務における取組みを推進するとともに、職員、指定管理者等の環境意識の向上に努めます。

なお、本項目については、資料編の「環境行動チェックシート」に基づき実施します。

① 省エネ活動の推進

空調の適切な温度・運転時間の設定、こまめな消灯、OA 機器の電源オフなど、環境に配慮した省エネ活動を推進します。

《主な取組み内容》

- 空調機器の管理
- 照明機器の管理
- 公用車の利用

② 省資源活動の推進

増加傾向にある用紙類の購入量については、印刷方法の工夫や、会議等資料の電子化による運営など、ペーパーレス化の推進を図るとともに、ごみや廃プラスチックの発生抑制による削減等に努めます。

《主な取組み内容》

- ペーパーレス化の推進
- ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ等）の分別・削減
- 廃プラスチックの削減

③ グリーン購入活動及び環境配慮契約導入の推進

国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）に基づき、用紙類、文具、事務機器等の購入において、環境への負荷ができるだけ少ない製品を優先して購入します。

また、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）に基づき、環境への負荷の少ない製品の選択をさらに進めるため、価格以外の要素を考慮した環境配慮契約の取組みを推進していきます。

④ 各部署での環境配慮に関する取組の推進

北区環境マネジメントシステムの継続的な運用や職員研修を通じて、職員の環境意識の向上を図ります。

また、施設管理や公共工事を行う部署については、それぞれの施設状況又は工事案件に合わせて、実施が可能な取組みを積極的に推進し、環境配慮に努めます。

⑤ その他の取組み

フロン機器及び有害物質は、適正に管理を行います。

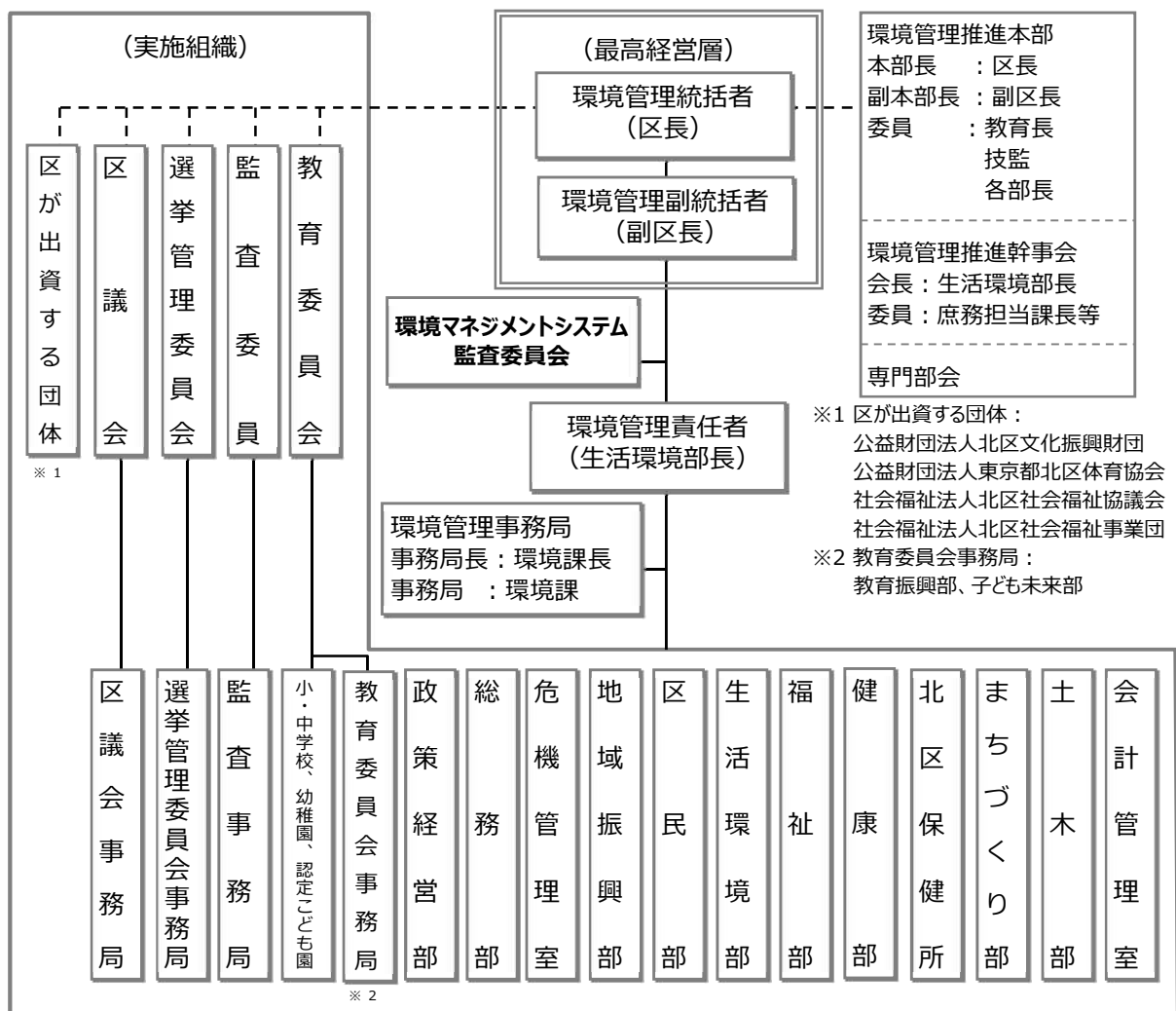
第5章 計画の進捗管理

1 推進体制

本計画の推進・点検体制は、北区環境マネジメントシステムの組織体制に従い、「北区環境経営マニュアル」に基づいて計画の進捗管理や点検、推進していくうえでの課題の抽出、課題への対応といった進行管理を行います。

なお、環境マネジメントシステム実施体制は、北区が実施する全ての事務事業を対象とします。

■ 環境マネジメントシステム実施体制（令和4年7月1日現在）



※指定管理者が管理運営する施設については、施設のエネルギー使用量、廃棄物排出量等の情報及び省エネ法等で区が報告義務のある環境関連情報を報告することとし、可能な範囲で、北区環境経営マニュアルの取組みへの参加を要請する。

2 点検・評価・見直し

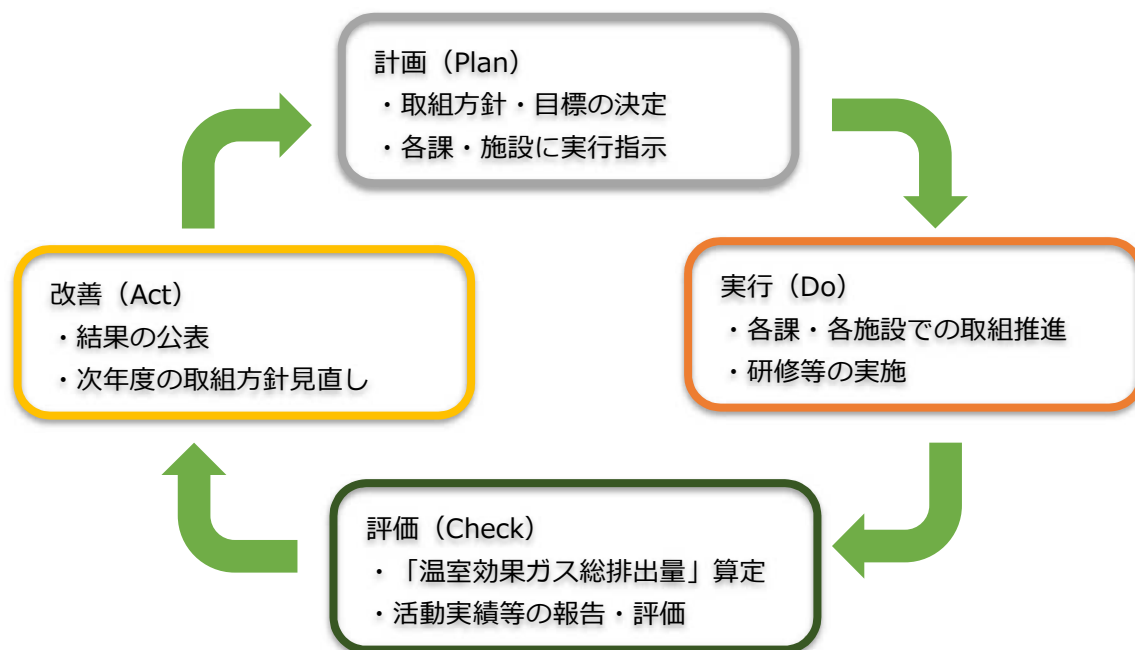
点検・評価は、環境マネジメントシステム実施体制のもと、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、継続的な環境負荷の低減に取り組み、環境経営目標の達成を図ります。

各部署のEMS推進員は、毎月のエネルギー使用量実績を把握して、推進責任者及び実施組織の長（各部長）への報告を行い、「環境活動報告書」として事務局に提出します（上・下半期）。

事務局は、各部署からの報告に基づき、取組み状況や目標設定状況について、総合的に点検・評価・見直しを行います。

また、区役所の内外から環境活動の進捗・推進状況を確認するため、エコアクション21に基づく、外部審査・内部監査を毎年実施し、その結果をこれからの活動に反映させます。

■ 毎年のPDCAイメージ



3 公表

本計画の内容、取組状況等について、次に示す方法で職員をはじめ、区民・事業者等に広く公表します。

(1) 環境活動レポート

本計画の取組状況、温室効果ガスの排出量等を1年ごとにとりまとめ、「環境活動レポート」を作成します。レポートは、北区公式ホームページに掲載し、広く公表します。

(2) 北区の環境

毎年、発行される「北区の環境」に、本計画の実施結果を掲載します。

資料編

1 温室効果ガス総排出量の算定方法

- ①二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O) 及びハイドロフルオロカーボン (HFC) の各温室効果ガスの排出量を、対象とする活動の区分ごとに、当該活動の量 (活動量) にそれぞれ固有の排出係数を乗じることで推計

$$\text{各温室効果ガスの排出量} = \Sigma (\text{各活動量} \times \text{各排出係数})$$

- ②各温室効果ガスの排出量に、下表の地球温暖化係数を乗じることで、二酸化炭素を1とした場合の温室効果ガスの総排出量を算出

$$\text{温室効果ガスの総排出量 (kg-CO}_2) = \Sigma (\text{各温室効果ガスの排出量} \times \text{各地球温暖化係数})$$

なお、排出係数は、「地方公共団体実行計画 (事務事業編) 策定・実施マニュアル (算定手法編) (令和4年3月)」に示されている排出係数を用い、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の改正により、当該マニュアルの改正があった場合には、それ以降に算出する温室効果ガスの総排出量について、改正後の排出係数を用いて算出する。

■地球温暖化係数

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	1
メタン (CH ₄)	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC-134a)	1,430

また、電力に関しては、ゼロカーボンの実現に向け、環境省・経済産業省が公表する「基礎排出係数」※で算定した CO₂ 排出量 (基礎排出量) とともに、「調整後排出係数」※で算定した CO₂ 排出量についても算定します。

※「基礎排出係数」と「調整後排出係数」

- 基礎排出係数：電気事業者が供給した電気について、発電の際に排出した CO₂ 排出量を販売した電力量で割った値。
- 調整後排出係数：基礎排出量に、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に関連して CO₂ 排出量を調整した量と、非化石証書、国内外のクレジット等によりカーボン・オフセットした CO₂ 排出量を調整した量を販売した電力量で割った値。

2 環境行動チェックシート

取組み4 職員の環境行動の推進については、以下の「環境行動チェックシート」に基づき実施します。ただし、その時々々の社会情勢等を勘案したうえで、柔軟に対応します。

(1) 省エネ活動の推進	
①空調機器の管理	
<input type="checkbox"/>	使用していない会議室等の空調は停止するなど、必要な箇所のみ稼働する
<input type="checkbox"/>	空調機のスイッチ付近に、空調エリアを表示する
<input type="checkbox"/>	室温目標（夏季 28℃、冬季 20℃）を目安とした運転、また運転時間（原則 8：30～17：00）を設定する
<input type="checkbox"/>	外気温度が概ね 20℃～27℃の中間期は、窓の開閉等により外気の導入や換気を行い、室温を調整する
<input type="checkbox"/>	ブラインドやカーテンを利用し、熱の出入りを調節する
<input type="checkbox"/>	夏季におけるクールビズ、冬季におけるウォームビズの工夫により、冷暖房の使用を抑制する
②照明機器の管理	
<input type="checkbox"/>	使用していない場所・時間帯におけるこまめな消灯を行う
<input type="checkbox"/>	照明の間引き、昼休み・残業時には必要箇所だけ点灯する
<input type="checkbox"/>	照明のスイッチ付近に、点灯範囲を表示する
<input type="checkbox"/>	点灯時間の適正化による照明使用時間の短縮を行う
③OA 機器等その他の電気使用量の抑制	
<input type="checkbox"/>	OA 機器は、使用していない場所・時間帯においては電源を切る ただし、電源を切ることが難しい場合は、省エネモードにする
<input type="checkbox"/>	電気製品（電気ポット等）は、極力台数を整理し、必要最低限の使用に努める また、使用していない場合・退庁時は電源を切る
<input type="checkbox"/>	離席時は、パソコンのディスプレイ（液晶パネル等）の輝度を調整、スリープ機能を活用する
<input type="checkbox"/>	「ピーク電力」を抑えるため、電力需要ピーク時間帯（夏季昼間など）等の省電力対策に努める
<input type="checkbox"/>	原則週 2 日（水曜日と金曜日）は定時退庁日とし、照明・電気機器等の集約的な使用に努める なお、変則勤務職場においては、業務の実情に応じて定時退庁日を週 2 回設定のうえ、照明・電気機器等の集約的な使用に努める
<input type="checkbox"/>	エレベーターの利用を抑制し、階段の利用を心がける(2up 3down)
④水使用量の抑制	
<input type="checkbox"/>	手洗い、トイレ使用時等においては、蛇口をこまめに閉める
<input type="checkbox"/>	使用後は確実に締栓する
⑤公用車の利用	
<input type="checkbox"/>	電動車及び低公害車を優先的に利用する
<input type="checkbox"/>	「エコドライブ 10 のすすめ」※1 の記載事項を心がけ、エコドライブを徹底する
<input type="checkbox"/>	公用車を利用する際は、可能な限り相乗りに努める
<input type="checkbox"/>	水曜日はノーカーデーとし、公用車の使用を控える
<input type="checkbox"/>	可能な限り、自転車や公共交通機関を利用する

(2) 省資源活動の推進	
①ペーパーレス化の推進	
<input type="checkbox"/>	書類の回覧・決裁は、原則電子で行う
<input type="checkbox"/>	両面印刷、縮小・集約印刷を活用する
<input type="checkbox"/>	可能なかぎり裏紙（片面使用済みのコピー用紙）の利用を推進する
<input type="checkbox"/>	資料等は、各人がそれぞれ保有することを控え、データでの共有化を図る
<input type="checkbox"/>	庁内向けの資料等は、庁内ポータルのお知らせに掲載するなど、極力印刷又はコピーによる用紙の使用を削減する
<input type="checkbox"/>	また、電子化された資料の閲覧は、パソコンの画面上での閲覧を原則とし、印刷は必要最小限にする
<input type="checkbox"/>	区主催の会議、研修、講習会等における資料の電子化による運営など、ペーパーレス化を推進する
<input type="checkbox"/>	区民又は外部機関等に公表する資料等については、ホームページに掲載するなど、冊子等の作成は必要最小限にする
<input type="checkbox"/>	印刷物を刷る場合は、頁数や部数が必要最小限の量となるよう考慮し、残部が出ないように配慮する
<input type="checkbox"/>	庁内で使用している PC をはじめとした電子機器の更新の際は、ペーパーレスシステムを念頭においた更新を検討する
②ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ等）の分別・削減	
<input type="checkbox"/>	「事業系ごみの分別ガイドライン」※2に基づき、庁舎ごみの分別を徹底する
<input type="checkbox"/>	複合機等のトナーカートリッジは回収ルートを確立し、リサイクルする
<input type="checkbox"/>	回収した資源・ごみが確実にリサイクルされるよう委託事業者等に確認する
<input type="checkbox"/>	ペーパータオル、紙コップ、割りばし等の使い捨て製品の使用は控える
<input type="checkbox"/>	区主催のイベント開催時は、参加者に対し、使用后不要になった持ち込み品やごみを持ち帰るよう呼びかける
<input type="checkbox"/>	食べ残しをしないなど、食品ロスを減らす
③廃プラスチックの削減	
<input type="checkbox"/>	プラスチック製品の使用抑制、廃プラスチックを削減する
<input type="checkbox"/>	マイボトル、マイバッグ等を率先して活用する
<input type="checkbox"/>	区主催の会議等において飲料を提供する場合には、廃プラスチックを出さないよう努める
④製品の再利用	
<input type="checkbox"/>	事務用品、容器及び包装は可能な限り再利用する
<input type="checkbox"/>	使用済み封筒は、回覧、交換便などに再利用する
<input type="checkbox"/>	紙決裁文書等については、使用済みのレターパック、厚紙等を台紙として活用する
<input type="checkbox"/>	不要又は使用していない備品等は、東京都北区再利用物品取扱要綱に基づき、再利用する 同備品等の公表及び希望調査においては、庁内 LAN 等を用い、広く周知する
⑤商品の購入	
<input type="checkbox"/>	簡易包装、詰め替え可能な商品を優先的に購入・使用する
<input type="checkbox"/>	再使用又はリサイクルしやすい商品を優先的に購入・使用する (部品を再使用・再生利用・分別廃棄できるファイル等)

(3) グリーン購入活動及び環境配慮契約導入の推進

①用紙類の購入

(情報用紙・印刷用紙)

・紙類の購入又は印刷を行うときは、可能な範囲で下記表に基づき、紙類を選定する
特に、紙類においては、古紙パルプ配合率が可能な限り高いものを選定し、再生パルプ使用率を印刷物等に明記する

※表示例 (R マーク (3R 活動推進フォーラム))

■古紙パルプ配合率 100%の場合



古紙パルプ配合率100%再生紙を使用

区分	品名	基準
紙類 (情報用紙)	コピー用紙※	総合評価値 80 以上  出典：環境省「グリーン購入の調達者の手引き」
	インクジェットカラープリンタ用 塗工紙 ●【用途】写真、チラシ等	古紙パルプ配合率 70%以上
紙類 (印刷用紙)※	塗工されていない印刷用紙 ●【用途】冊子等の印刷物	総合評価値 80 以上
	塗工されている印刷用紙 ●【用途】ポスター、パンフレット、 チラシ等の印刷物	総合評価値 80 以上

※コピー用紙は「外箱」に、印刷用紙は「各社のウェブサイト等」に、総合評価値及びその内訳が公表される

・バージンパルプが原料に使用されている場合は、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものを選定する

なお、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものを選定する

※バージンパルプ原料選定の際に参考となる表示例

OFSC 森林認証制度マーク
(森林管理協議会)

○間伐材マーク

OPEFC 森林認証プログラム



・伝票・事務用箋等、その他の紙についても再生紙又は未利用繊維へ転換を図る

(衛生用紙)

・トイレトーパーの購入時は、古紙パルプ配合率が 100%のものを選択する

②文具、事務機器、電気製品等の購入

・文具、事務機器、電気製品等については、エコマーク、省エネマークなどの環境ラベリングやグリーン購入ネットワークの購入ガイドを参考に購入する

※参考となる環境ラベル等

○エコマーク		ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品 (認定品はグリーン購入法に適合している)
○グリーンマーク		原料に古紙を規定の割合以上使用している製品
○JOIFA グリーンマーク		グリーン購入法に適合したオフィス家具製品
○省エネマーク		省エネ法により定められた省エネ基準の達成状況を示す (左) トップランナー基準を達成した製品 (省エネ基準達成率 100%以上) (右) トップランナー基準未達成 (100%未滿) の製品
○国際エネルギースタープログラム (エネスタ)		国際エネルギースタープログラム基準に適合した製品 (消費電力に係る判断の基準を満たしている)

③その他の物品

その他、物品等の買入れに際しては、環境ラベリング商品を優先する

④環境配慮契約の導入

電力の供給を受ける契約の競争入札を行う際には、「東京都北区電力の供給を受ける契約に係る環境配慮方針」に従い、価格のみの判断ではなく、温室効果ガス等による環境負荷についても考慮した契約を締結する

その他の環境配慮契約については、環境配慮契約法第 5 条に定める基本方針を踏まえた取組みの推進を図る

(4) 各部署での環境配慮に関する取組の推進	
①各職場における環境配慮	
<input type="checkbox"/>	EMS 研修の内容を各職場で周知し、水平展開を図る
<input type="checkbox"/>	環境経営目標の設定及び環境活動計画を作成し、同計画に基づく活動の実施及びその評価を行うほか、環境教育・訓練にかかる実施内容を報告する
<input type="checkbox"/>	紙類購入量を定期的に把握し、適正な管理を行う
<input type="checkbox"/>	遵守しなければならない環境関連情報（情勢、法規等）を把握し、その遵守状況を記録する
<input type="checkbox"/>	各所管施設におけるエネルギー使用量、廃棄物排出量等を定期的に把握し、適正な管理を行う
②施設管理における環境配慮	
<input type="checkbox"/>	施設で発生するリサイクル可能なもの（紙、プラスチック、金属、飲料用びん、缶等）については、リサイクルルートを確立するほか、分別回収ボックスを適正に配置するなど、ごみの分別を徹底する
<input type="checkbox"/>	施設で発生する生ごみ等については、可能な限り資源化を推進する
<input type="checkbox"/>	来庁者、施設の利用者等も利用しやすい紙パックと食品用発泡トレイ回収用容器（通称：サンクルポスト）を設置し、掲示等により分別を呼びかける
<input type="checkbox"/>	エレベーターは、閉庁日、休館日及び夜間又は利用状況により、運転台数を減らす運用を検討する
<input type="checkbox"/>	熱源機器（冷凍機・ボイラー等）等の機械設備は、適正に管理を行い、運転効率の向上や消費電力の削減に努める
<input type="checkbox"/>	自動販売機を導入・更新する際は、台数の見直しを検討し省エネを図るほか、環境省が定める環境物品等の調達に関する判断基準を満たす製品の使用を設置業者・メーカー等に依頼する
<input type="checkbox"/>	公用車は、定期的に適正な車両整備を行うほか、燃料使用量を把握し、適正な管理を行う また、使用状況を考慮し、必要に応じて台数の見直しを行う
<input type="checkbox"/>	照明器具は、定期的に清掃・交換するなど適正に管理し、照度を確保する
<input type="checkbox"/>	空調機器は、フィルターの定期的な清掃、交換等、適正管理を行い、エネルギーの損失等を防ぐよう努める
<input type="checkbox"/>	上水を使用する設備については、定期的な点検・補修・更新を行い、水の使用量、稼働時間等適正に保たれるよう管理する
<input type="checkbox"/>	排水処理は、水質汚濁の少ないプロセス・機器（油の回収・再利用等）の採用を検討する
③公共工事における環境配慮	
<input type="checkbox"/>	ZEB 化を実現するために必要な技術※を可能な限り採用する
<input type="checkbox"/>	環境負荷の少ない工法及び運搬車両、騒音・振動などを抑えた機械を採用する
<input type="checkbox"/>	再生建設素材・資材等、環境負荷の少ない建材を使用する
<input type="checkbox"/>	雨水や中水の利用、雨水の地下浸透を検討する
<input type="checkbox"/>	生態系の保全など地域の自然環境との調和を保ちながら、緑化の推進及び景観の保全・配慮を行う
<input type="checkbox"/>	アスベスト含有建材等について、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」など関係法令に基づき、処理を行う
<input type="checkbox"/>	建設副産物の発生抑制を図る
<input type="checkbox"/>	再開発や公共施設の更新・整備等をまちづくりの機会として、スマートコミュニティや自立・分散型エネルギーシステムの構築などについて検討する
<input type="checkbox"/>	優れた環境配慮設計を取り入れるため、建築物の建設又は大規模な改修に係る設計業務を発注する際の環境配慮型プロポーザル方式を検討する

■ ZEB化に必要な技術（※）



出典：環境省 ZEB PORTAL (<https://www.env.go.jp/earth/zeb/detail/12.html>)

(5) その他の取組み	
①フロン機器の適正管理	
<input type="checkbox"/>	特定フロン等を使用した製品に対し、フロン排出抑制法に基づく定期的な点検を実施し、異常がないか確認及び記録するとともに、廃棄時には同法に基づき適正に処理をする
<input type="checkbox"/>	機器の更新等に際しては、原則としてノンフロン冷媒を使用する製品を導入する
②化学物質の適正管理	
<input type="checkbox"/>	化学物質は SDS（安全データシート）による管理を行うほか、適正に保管・処理を行う
<input type="checkbox"/>	有害性のおそれのある化学物質の表示を徹底する
<input type="checkbox"/>	有害な化学物質の保管等に当たり、事故や災害時などの緊急事態を想定して、汚染防止のための対応や訓練の実施を検討する
③カーボンオフセットの検討	
<input type="checkbox"/>	イベント開催等による二酸化炭素排出量に対して、カーボンオフセットの活用を検討する

※1) 「エコドライブ 10 のすすめ」 (エコドライブ普及協会)

1 自分の燃費を把握しよう

自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果を実感できます。車に装備されている燃費計・エコドライブナビゲーション・インターネットでの燃費管理などのエコドライブ支援機能を使うと便利です。

2 ふんわりアクセル「eスタート」

発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう(最初の5秒で、時速20km程度が目安です)。日々の運転において、やさしい発進を心がけるだけで、10%程度燃費が改善します。焦らず、穏やかな発進は、安全運転にもつながります。

3 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転

走行中は、一定の速度で走ることを心がけましょう。車間距離が短くなると、ムダな加速・減速の機会が多くなり、市街地では2%程度、郊外では6%程度も燃費が悪化します。交通状況に応じて速度変化の少ない運転を心がけましょう。

4 減速時は早めにアクセルを離そう

信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。そうするとエンジンブレーキが作動し、2%程度燃費が改善します。また、減速するときや坂道を下るときにもエンジンブレーキを活用しましょう。

5 エアコンの使用は適切に

車のエアコン(A/C)は車内を冷却・除湿する機能です。暖房のみ必要なときは、エアコンスイッチをOFFにしましょう。たとえば、車内の温度設定が外気と同じ25°Cであっても、エアコンスイッチをONにしたままだと12%程度燃費が悪化します。また、冷房が必要なときでも、車内を冷やしすぎないようにしましょう。

6 ムダなアイドリングはやめよう

待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐停車の際は、アイドリングはやめましょう※1。10分間のアイドリング(エアコンOFFの場合)で、130cc程度の燃料を消費します。また、現在の乗用車では基本的に暖機運転は不要です※2。エンジンをかけたらすぐに出発しましょう。

7 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう

出かける前に、渋滞・交通規制などの道路交通情報や、地図・カーナビなどを活用して、行き先やルートをあらかじめ確認しましょう。たとえば、1時間のドライブで道に迷い、10分間余計に走行すると17%程度燃料消費量が増加します。さらに、出発後も道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃費と時間の節約になります。

8 タイヤの空気圧から始める点検・整備

タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう※3。タイヤの空気圧が適正値より不足すると、市街地で2%程度、郊外で4%程度燃費が悪化します※4。また、エンジンオイル・オイルフィルター・エアクリーナメントなどの定期的な交換によっても燃費が改善します。

9 不要な荷物はおろそう

運ぶ必要のない荷物は車からおろしましょう。車の燃費は、荷物の重さに大きく影響されます。たとえば、100kgの荷物を載せて走ると、3%程度も燃費が悪化します。また、車の燃費は、空気抵抗にも敏感です。スキーキャリアなどの外装品は、使用しないときには外しましょう。

10 走行の妨げとなる駐車はやめよう

迷惑駐車をやめましょう。交差点付近などの交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらします。迷惑駐車は、他の車の燃費を悪化させるばかりか、交通事故の原因にもなります。迷惑駐車のない道路では、平均速度が向上し、燃費の悪化を防ぎます。

事業系ごみの分別ガイドライン

事業系一般廃棄物	可燃ごみ	①生ごみ 	<ul style="list-style-type: none"> 茶ガラ・コーヒーかす 食べ残し
		②紙くず 	<ul style="list-style-type: none"> 使用済みのティッシュ 汚れた紙・カーボン紙 シールやラベルの台紙 写真（専用印刷紙） アルミコーティングしてある飲料紙パック
		③その他の可燃ごみ 	<ul style="list-style-type: none"> 割り箸 鉛筆などの木製品
産業廃棄物	プラスチック	④プラスチック類 	<ul style="list-style-type: none"> コンビニ弁当の容器 お菓子の袋・レジ袋 発泡スチロール ラップ プラスチック製品（文具やバインダー等） 飲料用以外のペットボトル
	金属・陶器・ガラス	⑤金属等 	<ul style="list-style-type: none"> 金属製品（文具など） アルミホイル コップやグラスなどのガラス製品 茶碗などの陶器 化粧品など飲料用以外の「びん」や「缶」
	電池	⑥電池 	<ul style="list-style-type: none"> アルカリ乾電池・マンガン乾電池・ボタン電池 コイン型電池 <p>※充電電池は発火の恐れがあります。販売店の回収をご利用ください。</p>
	びん・缶・ペットボトル	⑦飲料用 びん・缶・ペットボトル 	<ul style="list-style-type: none"> 中身のない飲料用のびん・アルミ缶・スチール缶・ペットボトル <p>※販売店で無料回収している場合があります。販売店の回収ルールで出すこともできます。</p>
資源ごみ	紙類	⑧紙類 	<ul style="list-style-type: none"> 新聞 雑誌 ダンボール 書類 <p>※バラバラにならないように紙袋に入れたり、ひもで縛って出してください。 ※汚れている場合は可燃ごみとなります。</p>

- ・上記の分別は参考です。廃棄物処理業者の処理方法や資源化により分別が異なる場合があります。
- ・大型のごみ（トランクケースなど）は廃棄物処理業者にご相談ください。
- ・廃棄物処理業の許可を持たない業者に依頼した場合、依頼した事業者（個人）も廃棄物処理法違反となる場合があります。

3 (仮称) 北区役所ゼロカーボン実行計画策定検討会設置要綱

4 北環環第1437号

令和4年5月24日区長決裁

(目的)

第1条 第5次北区役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「現行計画」という。)の後継計画として策定を予定している(仮称)北区役所ゼロカーボン実行計画(以下「zc実行計画」という。)の策定について必要な事項を検討するため、(仮称)北区役所ゼロカーボン実行計画策定検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 現行計画の評価及び分析並びに課題整理
- (2) zc実行計画の基本的事項の整理
- (3) zc実行計画における目標及び具体的取組みの設定
- (4) 区有施設への再生可能エネルギー導入
- (5) 区有施設のZEB化
- (6) 公有車のZEV化
- (7) その他zc実行計画策定に関して検討が必要な事項

(構成)

第3条 検討会は、会長及び会員をもって組織し、その構成は、別表のとおりとする。

- 2 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する会員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会の開催は、必要に応じて会長が招集し、会議を主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、検討会の構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、生活環境部環境課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年5月24日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、ZC 実行計画が策定された日限り、その効力を失う。

別表 (第3条関係)

会長	生活環境部長
会員	政策経営部企画課長
	総務部総務課長
	総務部契約管財課長
	総務部営繕課長
	地域振興部地域振興課長
	生活環境部リサイクル清掃課長
	福祉部地域福祉課長
	土木部土木政策課長
	土木部道路公園課長
	教育委員会事務局教育振興部学校改築施設管理課長
	教育委員会事務局子ども未来部子ども未来課長

4 用語解説

■カーボンオフセット

日常生活や経済活動において避けることができない CO₂ 等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

■再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、風力、地熱、中小水力、バイオマス等の資源が枯渇せず繰り返し使え、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出が少ないエネルギーのこと。

■3R+Renewable リデュース、リユース、リサイクル+リニューアブル（再生可能資源の活用）

持続可能な資源循環を目指す基本原則で、3Rとは、ごみの発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）のこと。Renewable は、プラスチック製包装容器・製品を紙やバイオマスプラスチック等、再生材や再生可能資源に切り替えること。

■ZEB（ゼブ）

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称。年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物のこと。省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにする。

■脱炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの人為的な排出と吸収量との均衡を達成する、持続可能な社会のこと。

■地球温暖化

人の活動の拡大によって、二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの濃度が上がり、地表面の温度が上昇すること。近年、地球規模での温暖化が進み、海面上昇や干ばつなどの問題を引き起こし、人や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

■地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための地球温暖化に関する総合計画。「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、2016（平成 28）年に閣議決定され、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等が示されている。2021（令和 3）年に改訂され、「2050 年カーボンニュートラル」宣言、2030（令和 12）年度 46%削減目標等の実現に向けた主な対策・施策として、自治体における促進区域の設定、住宅や建築物の省エネ基準への適合の義務付け拡大、2050（令和 32）年に向けたイノベーション支援等を挙げている。

■電気自動車 BEV(Battery Electric Vehicle)、EV(Electric Vehicle)

エンジンの代わりにモーターと蓄電池（バッテリー）を搭載し、充電した電気力で動く車のこと。充電のための電気を発電する際に二酸化炭素やその他の有害物質が排出される可能性はあるものの、電気自動車そのものからの排出はない。

■燃料電池自動車 FCV(Fuel Cell Vehicle)、FCEV(Fuel Cell Electric Vehicle)

燃料電池を搭載した電気自動車のこと。排出されるのは水だけで、二酸化炭素や窒素酸化物、硫黄酸化物などの温室効果ガス・大気汚染物質が排出されないため、「究極のエコカー」とも言われている。

■プラグインハイブリッド自動車

PHV(Plug-in Hybrid Vehicle),

PHEV(Plug-in Hybrid Electric Vehicle)

ハイブリッド車（HV）に、外部充電機能を加え、コンセントからバッテリーに直接充電できる機能を持つハイブリッド車。電気だけで走れる距離が大幅に長くなる。

■2050年カーボンニュートラル

政府は2020年10月に2050年カーボンニュートラル宣言を行い、2050年までに温室効果ガスの排出の実質ゼロを目指すことを宣言した。排出を全体としてゼロ」とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

■PDCAサイクル

計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のプロセスを順に実施するサイクルのこと。最後のActionではCheckの結果から、最初のPlanの内容を継続（定着）、修正、破棄のいずれかにして、次回のPlanに結び付け、らせん状にプロセスを繰り返すことによって、品質の維持、向上及び継続的な業務改善活動を推進することが可能。

北区役所ゼロカーボン実行計画

第6次北区役所地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

令和5(2023)年2月発行

刊行物登録番号

XX-X-XXX

東京都北区生活環境部環境課

〒114-0002

東京都北区王子 1-12-4 TIC 王子ビル 2階

電話 (3908) 8603 (直通)

環境審議会資料
令和5年1月25日
生活環境部環境課

北区ゼロカーボンシティロゴマークの活用について

1 要 旨

令和3年6月に表明した「北区ゼロカーボンシティ宣言」の認知度の浸透を図るとともに、本年度策定を行う「北区環境基本計画2023」や「北区役所ゼロカーボン実行計画」に基づく様々な取組みの機運を高めるための啓発のシンボルとして、北区観光協会の協力や区若手職員（O-KISS職員）の意見を踏まえ、ロゴマークを2案作成した。

区職員及び区民による投票結果を踏まえ、環境管理推進本部に諮ったうえでB案に決定する。なお、ロゴマークの運用は令和5年度から開始とする。



2 ロゴマーク投票結果

○令和4年12月1日（木）～14日（水）で区職員及び区民による投票を実施。

○集計結果は以下のとおり。投票数が多いデザインはB案となった。

※投票数の総計は1,031票（①職員798②区民233）

<デザイン案及び集計結果>

	A	B
デザイン案		
コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ○「北」の字を枝・幹のようにして木を再現 ○未来への期待を新芽としてデザイン ○北から連想される北極星を真上にデザイン 	<ul style="list-style-type: none"> ○区の豊かな水をイメージして円形に囲む
投票数※	506（①434②72）	525（①364②161）

※投票数の（）内は内訳。①職員 ②区民

3 ロゴデータの活用等

(1) 区としての活用

バックボードや紙製ファイルを制作・活用することで、ロゴマークの普及・啓発を行うほか、名刺やホームページ、SNS等で積極的に活用していく。なお、紙製ファイルについては、区内各課へ試行配布(30部程度)し、令和5年度以降の運用を検討する。

(2) 区民・事業者等における活用

○脱炭素社会の実現に賛同する区内事業者・区民の方からの申請、区による承認によりロゴマークの活用を可能とする。(ポスター等への掲載)

※令和5年4月からの申請受付開始

○区内事業者が商品へロゴマークを掲載する場合には、再生材料や廃材を使用したもの等、環境配慮に則した使用条件を設定する。

○別途、申請の基準等詳細については使用要綱で規定する。

4 今後の予定

令和5年2月

環境管理推進本部

※推進本部終了後に正式決定

区民生活委員会報告

3月

北区ニュース3月20日号掲載

区としてバックボード、紙製ファイル制作

4月

ロゴマーク運用開始

※区民・事業者等からの申請の受付を開始